## < 別表1>

## 志免ブランド認定対象品と選定基準

## 認定対象品

- (1) 製造方法、由来が深く、本町に係るもの。
- (2) 町内で販売されている商品であるもの
- (3) 町内で提供されているサービス、飲食物及び自然史跡等であるもの

## 選定基準

- ① 志免ブランドしめたもんとして、相応しい品質を持つもの
- ② 郷土色豊かであるもの
- ③ デザインや包装、味覚が優れているもの
- ④ 価格が適正であるもの
- ⑤ 農産物においては、収穫量が非常に多い又は非常に少なくめずらしい、品質 が優れている、貴重価値が高いなどのほか、審査委員が適当と認めるもの
- ⑥ 商標及び梱包容器等において虚偽表示、誇大表示等がなく、消費者にとって 有意な表示がなされていること
- ⑦ 食品衛生法等の関係法令に違反しないものであること
- ⑧ 季節限定品を除き、認定期間中、安定的な供給が可能であり、一般の流通経路において、消費者が購入可能であること